

# 第5章

介護サービス  
の見込みと  
保険料



## 第5章 介護サービスの見込みと保険料

### 1 サービス別見込量

#### (1) 居宅サービス

##### ①訪問介護

居宅にホームヘルパーが訪問し、入浴、排泄、食事等の身体介護や調理、洗濯、掃除等の生活援助を行います。

	計画値					
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 17年度	令和 22年度
訪問介護（回/月）	50,974	57,352	60,089	64,253	66,475	70,474
訪問介護（人/月）	1,864	2,008	2,086	2,265	2,335	2,467

##### ②訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

居宅へ訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行い、身体の清潔の保持、心身の維持等を図ります。

	計画値					
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 17年度	令和 22年度
訪問入浴介護（回/月）	689	707	717	812	838	891
訪問入浴介護（人/月）	152	159	163	184	190	202
介護予防訪問入浴介護（回/月）	14	14	14	14	14	14
介護予防訪問入浴介護（人/月）	3	3	3	3	3	3

##### ③訪問看護・介護予防訪問看護

病状が安定期にあり訪問看護が必要と主治医が認めた要介護者等の居宅へ看護師等が訪問し、療養上の支援や必要な診療の補助を行います。

	計画値					
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 17年度	令和 22年度
訪問看護（回/月）	19,392	20,342	21,294	23,386	24,128	25,549
訪問看護（人/月）	1,616	1,698	1,760	1,922	1,983	2,098
介護予防訪問看護（回/月）	2,974	3,204	3,242	3,505	3,517	3,619
介護予防訪問看護（人/月）	317	330	334	361	362	372

#### ④訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士等が、要介護者等の居宅へ訪問し、理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行うことにより、心身機能の維持回復を図ります。

	計画値					
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 17年度	令和 22年度
訪問リハビリテーション(回/月)	2,581	2,670	2,778	3,075	3,182	3,340
訪問リハビリテーション(人/月)	198	206	213	236	244	256
介護予防訪問リハビリテーション (回/月)	870	891	905	982	982	1,011
介護予防訪問リハビリテーション (人/月)	68	70	71	77	77	79

#### ⑤居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師等が通院困難な要介護者等の居宅へ訪問し、療養上の管理指導を行うサービスで、訪問診療、訪問口腔衛生指導、訪問薬剤管理指導などを行います。

	計画値					
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 17年度	令和 22年度
居宅療養管理指導(人/月)	2,063	2,180	2,238	2,433	2,518	2,665
介護予防居宅療養管理指導 (人/月)	166	169	171	185	186	189

#### ⑥通所介護(デイサービス)

日帰りで介護施設に通う要介護者等に対し、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活の支援や機能訓練等を行います。

	計画値					
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 17年度	令和 22年度
通所介護(回/月)	30,676	30,998	31,440	34,632	35,712	37,690
通所介護(人/月)	2,967	3,060	3,133	3,450	3,555	3,750

## ⑦通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

日帰りで介護老人保健施設、病院等に通う要介護者等に対し、理学療法、作業療法等の必要なリハビリテーションを行います。

	計画値					
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 17年度	令和 22年度
通所リハビリテーション(回/月)	6,331	6,744	7,076	7,797	8,050	8,500
通所リハビリテーション(人/月)	770	805	828	913	942	994
介護予防通所リハビリテーション (人/月)	416	423	428	464	465	476

## ⑧短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

要介護者等の心身の状況やその家族の疾病等を把握する中で、家族の身体的・精神的負担を軽減するため、特別養護老人ホーム等に短期間入所する要介護者等に対し、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活の支援、機能訓練を行います。

	計画値					
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 17年度	令和 22年度
短期入所生活介護(日/月)	8,522	8,709	8,873	9,812	10,174	10,784
短期入所生活介護(人/月)	758	783	807	890	922	976
介護予防短期入所生活介護(日/月)	194	194	194	212	212	221
介護予防短期入所生活介護(人/月)	25	25	25	27	27	28

## ⑨短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

要介護者等の心身の状況やその家族の疾病等を把握する中で、家族の身体的・精神的負担を軽減するため、介護老人保健施設、介護医療院等に短期間入所する要介護者等に対し、看護、医学的管理下における介護、機能訓練その他必要な医療及び日常生活の支援を行います。

	計画値					
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 17年度	令和 22年度
短期入所療養介護(日/月)	450	469	484	524	545	584
短期入所療養介護(人/月)	56	58	59	65	67	72
介護予防短期入所療養介護(日/月)	7	7	7	7	7	7
介護予防短期入所療養介護(人/月)	3	3	3	3	3	3

### ⑩福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

在宅の要介護者等が、在宅でできる限り能力に応じ自立した生活を営めるよう福祉用具(車いす、特殊寝台等)の貸与を行います。

	計画値					
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 17年度	令和 22年度
福祉用具貸与(人/月)	4,219	4,409	4,523	5,004	5,166	5,461
介護予防福祉用具貸与(人/月)	1,481	1,555	1,613	1,746	1,746	1,794

### ⑪特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具購入

在宅の要介護者等が、貸与に馴染まない特殊な福祉用具(腰掛け便座、入浴補助用具、特殊尿器等)を購入したときに、購入費用を補助します。

	計画値					
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 17年度	令和 22年度
特定福祉用具購入(人/月)	78	82	84	93	97	102
特定介護予防福祉用具購入(人/月)	32	32	33	36	36	37

### ⑫住宅改修・介護予防住宅改修

在宅の要介護者等が、居住する住宅について、手すりの取り付け、段差解消等の一定の住宅改修を行ったときに、改修費用を補助します。

	計画値					
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 17年度	令和 22年度
住宅改修(人/月)	66	68	69	76	80	83
介護予防住宅改修(人/月)	42	43	44	47	47	49

### ⑬居宅介護支援・介護予防支援

介護支援専門員が在宅で介護を受ける方の心身の状況、希望等を踏まえ、居宅(介護予防)サービス計画(ケアプラン)を作成するとともに、これらが確実に提供されるよう介護サービス事業所との連絡調整などを行います。

	計画値					
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 17年度	令和 22年度
居宅介護支援(人/月)	6,475	6,739	6,973	7,651	7,888	8,323
介護予防支援(人/月)	1,853	1,937	1,983	2,145	2,145	2,204

## (2) 地域密着型サービス

地域密着型サービスについて、国の指針においては都道府県と連携を図りつつ、広域利用に関する事前同意等の調整を行うことが重要とされていることから、これを踏まえてサービス量を見込みます。

### ①定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が一体的に又は密接に連携しながら、定期巡回と随時の対応を行うサービスです。

	計画値					
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 17年度	令和 22年度
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護（人/月）	1	1	1	1	1	1

### ②夜間対応型訪問介護

夜間において、①定期的な巡回による訪問介護サービス、②利用者の求めに応じた随時の訪問介護サービス、③利用者の通報に応じて調整・対応するサービスを行います。

	計画値					
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 17年度	令和 22年度
夜間対応型訪問介護（人/月）	0	0	0	0	0	0

### ③地域密着型通所介護

要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的な介護負担の軽減を図ることを目的に提供されるサービスです。

	計画値					
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 17年度	令和 22年度
地域密着型通所介護（回/月）	7,764	7,907	8,099	8,922	9,183	9,668
地域密着型通所介護（人/月）	953	994	1,034	1,138	1,171	1,233

#### ④認知症対応型通所介護

デイサービスセンターにおいて、通所してきた認知症の利用者に対して、入浴、排泄、食事等の介護や生活等に関する相談、健康状態の確認、機能訓練等を行うサービスです。

	計画値					
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 17年度	令和 22年度
認知症対応型通所介護（回/月）	1,977	2,091	2,124	2,327	2,410	2,535
認知症対応型通所介護（人/月）	187	198	202	221	229	241
介護予防 認知症対応型通所介護（回/月）	13	13	13	13	13	13
介護予防 認知症対応型通所介護（人/月）	2	2	2	2	2	2

#### ⑤小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

利用者が可能な限り居宅での生活を継続できるよう支援することを目的とし、「通い」を中心として、利用者の容態や希望に応じ、「泊まり」や「訪問」を組み合わせてサービスを提供します。

	計画値					
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 17年度	令和 22年度
小規模多機能型居宅介護 （人/月）	130	134	140	154	160	169
介護予防小規模多機能型居宅介護 （人/月）	22	22	22	24	24	25

#### ⑥看護小規模多機能型居宅介護

退院後の在宅生活への移行や、看取り期の支援、家族に対するレスパイト等への対応等、利用者や家族の状態やニーズに応じ、主治医との密接な連携の元、医療行為も含めた「通い」、「泊まり」、「訪問介護」、「訪問看護」を組み合わせてサービスを提供します。

	計画値					
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 17年度	令和 22年度
看護小規模多機能型居宅介護 （人/月）	5	5	5	6	6	6



### (3) 施設・居住系サービス

#### ①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

要介護状態の入所者に対し、入浴、排泄、食事等の介護等その他の日常生活の支援、機能訓練、健康管理及び療養上の支援などを行います。

なお、見込み量については、特例入所者数の見込みも踏まえて定めます。特例入所の運営については、地域における実情等を踏まえ、必要と考えられる事情等を考慮した適切な運営を図ります。

	計画値					
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 17年度	令和 22年度
介護老人福祉施設（人/月）	1,363	1,426	1,430	1,571	1,632	1,732

#### ②介護老人保健施設

病状が安定期にある要介護状態の入所者に対し、看護、医学的管理下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活の支援を行います。

	計画値					
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 17年度	令和 22年度
介護老人保健施設（人/月）	837	845	853	925	960	1,018

#### ③介護医療院

長期的な医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者を対象とし、長期療養生活を送れるように生活施設としての「住まい機能の強化」と「日常的な医学管理」、「看取りやターミナルケア」等の機能とを兼ね備えた施設です。

	計画値					
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 17年度	令和 22年度
介護医療院（人/月）	32	32	32	39	41	43

④認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護  
(グループホーム)

認知症高齢者（要支援2・要介護者）に対し、共同生活を営む住居において、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活の支援や機能訓練を行い、能力に応じ自立した日常生活を送れるようにします。

	計画値					
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 17年度	令和 22年度
認知症対応型共同生活介護（人/月）	450	472	485	494	494	505
介護予防認知症対応型 共同生活介護（人/月）	1	1	1	1	1	1

⑤特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

介護付き有料老人ホーム等に入所している要介護者に対して、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活や機能訓練、療養上の支援を行います。

	計画値					
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 17年度	令和 22年度
特定施設入居者生活介護（人/月）	468	538	574	625	642	671
介護予防特定施設入居者生活介護 （人/月）	62	68	72	72	72	74

⑥地域密着型特定施設入居者生活介護

介護保険の指定を受けた入居定員が29人以下の介護付き有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などが、入居している利用者に対して入浴・排泄・食事等の介護、その他必要な日常生活上の支援を行うサービスです。

	計画値					
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 17年度	令和 22年度
地域密着型 特定施設入居者生活介護（人/月）	49	49	49	53	57	59

⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員が29人以下の特別養護老人ホームに入所している利用者に対して、入浴・排泄・食事等の介護といった日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を行います。

	計画値					
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（人/月）	203	203	218	226	235	249

(4) 介護予防・日常生活支援総合事業

①訪問型サービス

要支援者等に対し、居宅で掃除・洗濯等の日常生活上の支援を行います。

	計画値					
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
介護予防訪問介護相当サービス（人/月）	491	523	558	494	483	479
訪問型サービスA（人/月）	5	3	3	3	3	3

②通所型サービス

要支援者等に対し、生活機能向上のための機能訓練等を行います。

	計画値					
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
介護予防通所介護相当サービス（人/月）	1,118	1,168	1,245	1,092	1,068	1,059
通所型サービスA（人/月）	11	31	33	33	32	32

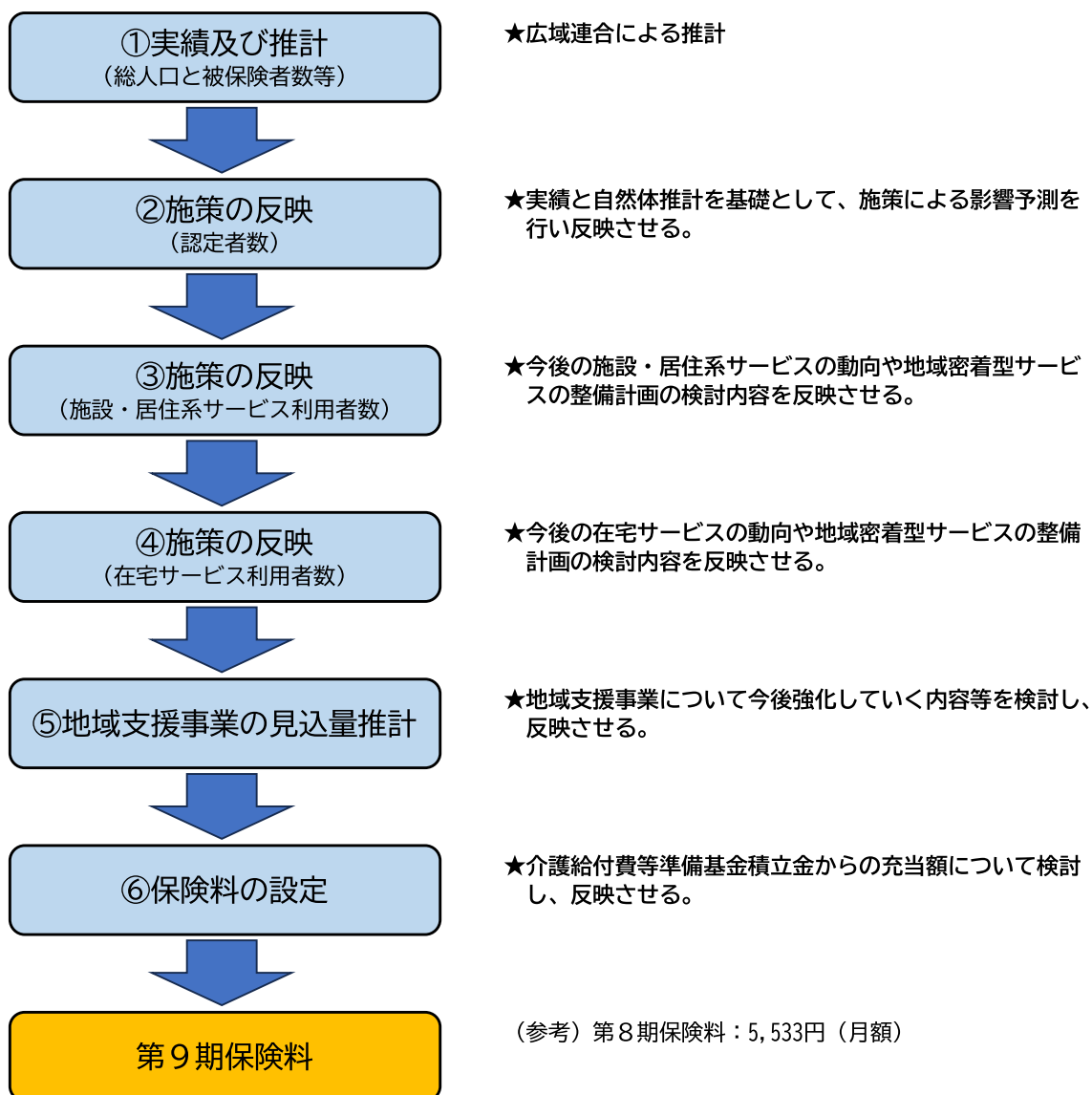
## 2 介護保険料の設定

### (1) 介護保険料設定の考え方

第1号被保険者の介護保険料は、令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)の本計画期間中の介護サービスに要する費用等から設定します。

図表 5-2

■推計の流れ(国が提供する地域包括ケア「見える化」システムを利用した推計)



(2) 介護サービスに要する費用の見込み

利用人数や利用回数の見込み量等から算出した、今後3年間の介護（予防）サービスの給付費の見込額は次のとおりです。

【介護給付費の見込み】 (千円)

	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 17年度	令和 22年度
<b>居宅サービス</b>						
訪問介護	1,888,555	2,124,099	2,224,127	2,382,639	2,464,065	2,611,499
訪問入浴介護	104,668	107,468	109,092	123,496	127,490	135,515
訪問看護	1,033,723	1,085,156	1,135,950	1,247,224	1,286,834	1,362,666
訪問リハビリテーション	93,873	97,265	101,283	112,043	115,959	121,712
居宅療養管理指導	330,870	350,192	359,849	390,409	404,239	427,998
通所介護	3,121,587	3,164,796	3,208,764	3,531,412	3,645,156	3,849,915
通所リハビリテーション	596,331	636,919	667,398	735,323	760,629	803,689
短期入所生活介護	950,479	970,997	989,284	1,095,428	1,135,938	1,204,293
短期入所療養介護	59,824	62,447	64,510	69,759	72,616	77,782
福祉用具貸与	756,402	795,796	816,882	905,422	936,453	991,571
特定福祉用具購入	33,188	34,973	35,855	39,684	41,387	43,501
住宅改修	75,589	77,843	79,140	86,983	91,627	95,001
特定施設入居者生活介護	1,222,501	1,409,222	1,503,824	1,642,100	1,686,521	1,762,533
<b>地域密着型サービス</b>						
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	4,423	4,429	4,429	4,429	4,429	4,429
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	714,497	726,272	741,758	818,428	843,650	888,822
認知症対応型通所介護	282,834	299,871	304,370	332,971	345,178	363,287
小規模多機能型居宅介護	344,956	357,473	374,026	412,099	428,852	453,762
認知症対応型共同生活介護	1,475,776	1,549,716	1,592,330	1,621,788	1,621,788	1,658,446
地域密着型特定施設入居者 生活介護	123,347	123,503	123,503	134,107	144,121	149,070
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	735,882	736,813	791,649	824,243	856,903	907,527
看護小規模多機能型居宅介護	19,430	19,455	19,455	23,464	23,464	23,464
<b>施設サービス</b>						
介護老人福祉施設	4,595,421	4,814,777	4,828,392	5,296,586	5,502,595	5,840,573
介護老人保健施設	2,932,177	2,963,598	2,991,309	3,251,766	3,376,161	3,581,436
介護医療院	144,186	144,369	144,369	176,583	185,251	193,426
居宅介護支援	1,266,824	1,321,822	1,367,174	1,499,222	1,546,876	1,633,180
<b>介護給付費計（I）</b>	<b>22,907,343</b>	<b>23,979,271</b>	<b>24,578,722</b>	<b>26,757,608</b>	<b>27,648,182</b>	<b>29,185,097</b>

※表中の金額は千円単位としているため、各項目の合計金額が合わない場合があります。

(次頁以降も同様)

## 【予防給付費の見込み】

(千円)

	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 17年度	令和 22年度
<b>介護予防サービス</b>						
介護予防訪問入浴介護	1,382	1,384	1,384	1,384	1,384	1,384
介護予防訪問看護	129,160	139,295	140,960	152,392	152,947	157,387
介護予防 訪問リハビリテーション	30,135	30,867	31,364	34,044	34,044	35,036
介護予防居宅療養管理指導	19,823	20,207	20,446	22,120	22,240	22,600
介護予防 通所リハビリテーション	180,705	183,774	185,836	201,471	202,209	207,766
介護予防短期入所生活介護	15,989	16,010	16,010	17,474	17,474	18,206
介護予防短期入所療養介護	905	906	906	906	906	906
介護予防福祉用具貸与	118,616	124,523	129,141	139,794	139,913	143,882
特定介護予防福祉用具購入	10,960	10,960	11,304	12,330	12,330	12,675
介護予防住宅改修	49,409	50,555	51,792	55,321	55,321	57,613
介護予防特定施設入居者 生活介護	60,590	66,588	70,536	70,536	70,536	73,033
<b>地域密着型介護予防サービス</b>						
介護予防 認知症対応型通所介護	1,571	1,573	1,573	1,573	1,573	1,573
介護予防 小規模多機能型居宅介護	19,977	20,002	20,002	21,737	21,737	22,834
介護予防 認知症対応型共同生活介護	2,929	2,933	2,933	2,933	2,933	2,933
介護予防支援	108,925	114,009	116,718	126,253	126,255	129,730
予防給付費計(Ⅱ)	751,076	783,586	800,905	860,268	861,802	887,558
<b>総給付費(Ⅰ+Ⅱ)</b>	<b>23,658,419</b>	<b>24,762,857</b>	<b>25,379,627</b>	<b>27,617,876</b>	<b>28,509,984</b>	<b>30,072,655</b>

(3) 標準給付費、地域支援事業費等の見込み

総給付費に、特定入所者介護（予防）サービス費、高額介護（予防）サービス費、高額医療合算介護（予防）サービス費、審査支払手数料を加えた標準給付費見込額は、次のとおりです。

【標準給付費見込額】 (千円)

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	3年間の計	令和12年度	令和17年度	令和22年度
総給付費	23,658,419	24,762,857	25,379,627	73,800,903	27,617,876	28,509,984	30,072,655
特定入所者介護（予防）サービス費	414,111	427,074	439,886	1,281,071	598,927	612,436	641,750
高額介護（予防）サービス費	567,301	609,656	654,183	1,831,140	682,737	724,384	767,123
高額医療合算介護（予防）サービス費	111,315	120,777	131,043	363,135	142,182	154,125	166,918
審査支払手数料	14,023	14,710	15,431	44,164	18,685	23,734	30,147
合計	24,765,169	25,935,074	26,620,170	77,320,413	29,060,407	30,024,663	31,678,593

地域支援事業費及び保健福祉事業費の見込額については次のとおりです。

【地域支援事業費見込額】 (千円)

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	3年間の計	令和12年度	令和17年度	令和22年度
介護予防・日常生活支援総合事業費 ア	802,898	873,551	930,949	2,607,398	692,629	670,853	658,196
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）・任意事業費 イ	369,432	369,432	369,432	1,108,296	369,432	369,432	369,432
包括的支援事業（社会保障充実分） ウ	257,578	257,578	257,578	772,734	257,578	257,578	257,578
地域支援事業費見込額 ア+イ+ウ	1,429,908	1,500,561	1,557,959	4,488,428	1,319,639	1,297,863	1,285,206

## 【介護予防・日常生活支援総合事業費の見込額】

(千円)

区 分	事業費			3年間の計	事業費		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度		令和12年度	令和17年度	令和22年度
(1) 介護予防・生活支援サービス事業	703,780	764,175	814,391	2,282,346	584,079	569,210	561,092
訪問型サービス (現行相当・サービスA分)	130,870	139,018	148,153	418,041	106,606	104,481	103,430
通所型サービス (現行相当・サービスA分)	491,867	536,972	572,256	1,601,095	403,668	395,621	391,641
訪問型・通所型サービス (関係市町事業分)	20,795	22,943	24,451	68,189	22,705	21,260	20,310
高額介護予防サービス費相当	2,022	1,817	1,937	5,776	1,804	1,689	1,613
高額医療介護予防サービス費相当	5,911	855	912	7,678	849	795	760
介護予防ケアマネジメント	52,315	62,570	66,682	181,567	48,447	45,364	43,338
(2) 一般介護予防事業	97,835	108,032	115,125	320,992	107,215	100,393	95,910
(3) 審査支払手数料	1,283	1,344	1,433	4,060	1,335	1,250	1,194
介護予防・日常生活支援総合事業費計 ア	802,898	873,551	930,949	2,607,398	692,629	670,853	658,196

## 【介護予防・日常生活支援総合事業費以外の見込額】

(千円)

区 分	事業費			3年間の計	事業費		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度		令和12年度	令和17年度	令和22年度
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)	366,800	366,800	366,800	1,100,400	366,800	366,800	366,800
任意事業	2,632	2,632	2,632	7,896	2,632	2,632	2,632
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営) ・任意事業費 イ	369,432	369,432	369,432	1,108,296	369,432	369,432	369,432

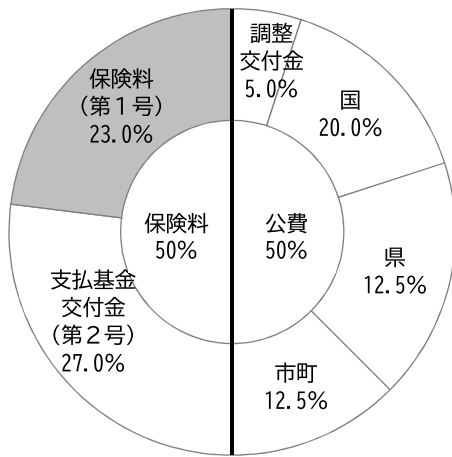
区 分	事業費			3年間の計	事業費		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度		令和12年度	令和17年度	令和22年度
在宅医療・介護連携推進事業	16,102	16,102	16,102	48,306	16,102	16,102	16,102
生活支援体制整備事業	132,000	132,000	132,000	396,000	132,000	132,000	132,000
認知症初期集中支援推進事業	41,064	41,064	41,064	123,192	41,064	41,064	41,064
認知症地域支援・ケア向上事業	45,208	45,208	45,208	135,624	45,208	45,208	45,208
認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業	18,116	18,116	18,116	54,348	18,116	18,116	18,116
地域ケア会議推進事業	5,088	5,088	5,088	15,264	5,088	5,088	5,088
包括的支援事業(社会保障充実分) ウ	257,578	257,578	257,578	772,734	257,578	257,578	257,578



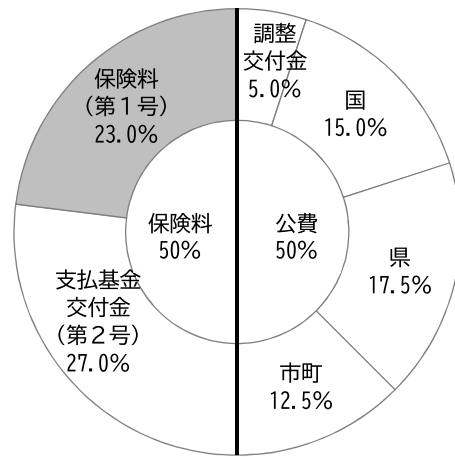
(4) 費用負担の概要

介護保険制度においては、介護保険事業に係る費用のうち、利用者負担を除いた費用の財源割合が介護保険法によって定められており、原則として50.0%を被保険者の保険料、50.0%を公費とされています。また、被保険者の保険料のうち、本計画期間は原則として23.0%を第1号被保険者、27.0%を第2号被保険者が賄うことになります。

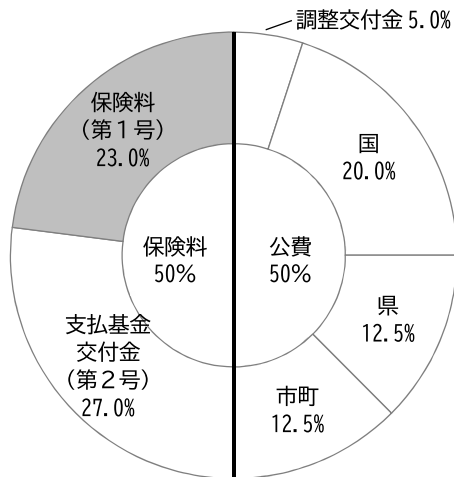
【介護給付費（居宅給付分）】



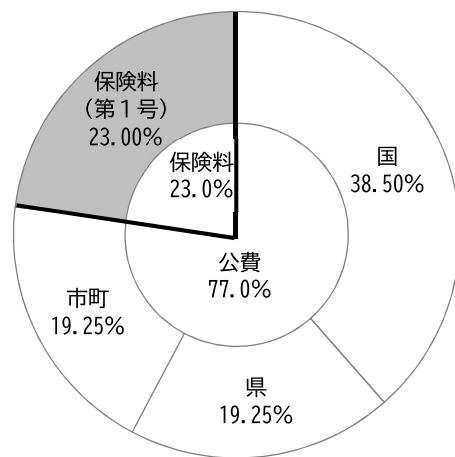
【介護給付費（施設給付分）】



【地域支援事業（総合事業）】



【地域支援事業（包括的支援事業・任意事業）】



## (5) 所得段階別保険料率の設定

広域連合では本計画における所得段階を見直し、13段階から15段階へと多段階化するとともに、保険料率の見直しを行いました。

また、第1段階から第3段階については、公費負担による負担軽減制度を実施し、低所得者の負担軽減を図っていますが、第1段階と第2段階は公費負担を拡大し、第3段階は保険料率を下げるにより、低所得者の保険料上昇を抑制しました。

なお、保険料の自主納付の方法として、コンビニ納付、口座振替に加え、スマートフォン決済に対応することで、被保険者の納付の利便性向上や収納率向上を図ります。

【公費投入による保険料の軽減】

所得段階	軽減前の保険料率		公費負担の保険料率		軽減後の保険料率
第1段階	0.455	—	0.170	→	0.285
第2段階	0.685	—	0.200	→	0.485
第3段階	0.690	—	0.005	→	0.685

※公費は、国が2分の1、県が4分の1、広域連合が4分の1の割合で負担しています。

【前計画との比較】

令和3～5年度

保険料基準額：5,533円

段階	対象者	保険料率
第1段階	生活保護受給者又は中国残留邦人等支援給付受給者 世帯全員が市町村民税非課税者であって、老齢福祉年金を受給している人 世帯全員が市町村民税非課税者であって、前年の課税年金収入とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.30 (0.45)
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税者であって、前年の課税年金収入とその他の合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	0.50 (0.65)
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税者であって、前年の課税年金収入とその他の合計所得金額の合計が120万円を超える人	0.70 (0.75)
第4段階	世帯に市町村民税課税者がいて、本人が市町村民税非課税者で、前年の課税年金収入とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.90
第5段階 (基準額)	世帯に市町村民税課税者がいて、本人が市町村民税非課税者で、前年の課税年金収入とその他の合計所得金額の合計が80万円を超える人	1.00
第6段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.20
第7段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.30
第8段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.50
第9段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満の人	1.70
第10段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	1.80
第11段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の人	1.90
第12段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の人	1.95
第13段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の人	2.00

保険料率の見直し

多段階化・保険料率の見直し

令和6～8年度

保険料基準額：6,283円

段階	対象者	保険料率
第1段階	生活保護受給者又は中国残留邦人等支援給付受給者 世帯全員が市町村民税非課税者であって、老齢福祉年金を受給している人 世帯全員が市町村民税非課税者であって、前年の課税年金収入とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の人	<u>0.285</u> ( <u>0.455</u> )
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税者であって、前年の課税年金収入とその他の合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	<u>0.485</u> ( <u>0.685</u> )
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税者であって、前年の課税年金収入とその他の合計所得金額の合計が120万円を超える人	<u>0.685</u> ( <u>0.690</u> )
第4段階	世帯に市町村民税課税者がいて、本人が市町村民税非課税者で、前年の課税年金収入とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.90
第5段階 (基準額)	世帯に市町村民税課税者がいて、本人が市町村民税非課税者で、前年の課税年金収入とその他の合計所得金額の合計が80万円を超える人	1.00
第6段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.20
第7段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.30
第8段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.50
第9段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が320万円以上 <u>420</u> 万円未満の人	1.70
第10段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が <u>420</u> 万円以上 <u>520</u> 万円未満の人	<u>1.90</u>
第11段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が <u>520</u> 万円以上 <u>620</u> 万円未満の人	<u>2.10</u>
第12段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が <u>620</u> 万円以上 <u>720</u> 万円未満の人	<u>2.30</u>
第13段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が <u>720</u> 万円以上800万円未満の人	<u>2.40</u>
第14段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の人	<u>2.50</u>
第15段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の人	<u>2.60</u>

注1) 「合計所得金額」とは、地方税法上の「合計所得金額」(収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額)のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。なお、土地等の売却等に係る特別控除額がある場合は、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除します。

注2) 「その他の合計所得金額」は、注1)の合計所得金額から課税年金の所得金額を控除した金額です。

注3) 保険料率の括弧書き()は、公費負担による負担軽減前の保険料率です。

注4) 下線部は、前計画からの変更箇所です。

## (6) 第1号被保険者の所得段階別見込み

第1号被保険者の所得段階別見込みは、次のとおりです。

所得段階別加入割合補正後被保険者数は、所得段階別被保険者数に保険料率を乗じた人数の合計で計算しています。

所得段階	保険料率	所得段階別被保険者数（見込み）（人）			合計（人）	割合
		令和6年度	令和7年度	令和8年度		
第1段階	0.285 (0.455)	9,038	9,029	9,020	27,087	10.9%
第2段階	0.485 (0.685)	5,741	5,735	5,730	17,206	6.9%
第3段階	0.685 (0.690)	4,795	4,790	4,785	14,370	5.8%
第4段階	0.90	10,760	10,748	10,738	32,246	13.0%
第5段階	1.00	13,083	13,069	13,057	39,209	15.8%
第6段階	1.20	12,921	12,907	12,895	38,723	15.6%
第7段階	1.30	13,833	13,818	13,806	41,457	16.7%
第8段階	1.50	6,417	6,410	6,405	19,232	7.7%
第9段階	1.70	2,386	2,384	2,382	7,152	2.9%
第10段階	1.90	1,176	1,174	1,173	3,523	1.4%
第11段階	2.10	638	638	637	1,913	0.8%
第12段階	2.30	403	403	402	1,208	0.5%
第13段階	2.40	216	215	215	646	0.3%
第14段階	2.50	373	373	372	1,118	0.5%
第15段階	2.60	1,005	1,005	1,005	3,015	1.2%
総合計		82,785	82,698	82,622	248,105	
※補正後		89,855	89,762	89,681	269,298	

※補正後：保険料算出時に使用する「所得段階別加入割合補正後被保険者数」

注1) 保険料率の括弧書き( )は、公費負担による負担軽減前の保険料率です。

(7) 保険料基準額の算出

介護保険事業は、広域連合が保険者となり、事業を運営します。

第1号被保険者の保険料については、介護サービス量等の見込みに応じてそれぞれの保険者で決定します。なお、介護保険制度では、3年を1期として介護保険事業計画を策定し、保険料についても、原則として3年間同額とされています。

介護給付費等の推計を基に算定した保険料基準額（月額）は、次のとおりです。

(千円)

項目	金額
標準給付費 + 地域支援事業費計 (A)	81,808,841
第1号被保険者負担分相当額 (B) = (A) × 23.0%	18,816,033
調整交付金 <sup>注1</sup> 相当額 (C)	3,996,391
調整交付金見込額 (D)	1,713,274
介護給付費準備基金取崩額 (E)	900,000
市町村特別給付費 <sup>注2</sup> (F)	4,316
保険料収納必要額 (G) = (B) + (C) - (D) - (E) + (F)	20,203,466

項目	割合
予定保険料収納率 (H)	99.50%

項目	人数
所得段階別加入割合補正後被保険者数 (I)	269,298人

項目	金額
第1号被保険者の保険料基準額（月額） (J) ÷ (G) ÷ (H) ÷ (I) ÷ 12	6,283円

※注1 調整交付金…保険給付（令和6年度（2024年度）～令和8年度（2026年度）までの期間については、介護予防・日常生活支援総合事業に係る費用も含まれます。）の国庫負担のうち5%とされていますが、各市町村の後期高齢者の割合や第1号被保険者の所得状況の分布などを全国平均と比較して算出されます。広域連合では例年5%未満の交付率となっており、差引負担分は第1号被保険者の保険料収納必要額に上乗せされます。

※注2 市町村特別給付費…広域連合が独自に実施している利用者負担金の減免制度に該当する給付費用です。

## (8) 所得段階別保険料

第1号被保険者の所得段階別保険料は、次のとおりです。

(円)

所得段階	対象者	保険料率	月額	年額
第1段階	生活保護受給者又は中国残留邦人等支援給付受給者 世帯全員が市町村民税非課税者であって、老齢福祉年金を受給している人 世帯全員が市町村民税非課税者であって、前年の課税年金収入とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.285 (0.455)	1,790 (2,858)	21,400 (34,300)
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税者であって、前年の課税年金収入とその他の合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	0.485 (0.685)	3,047 (4,303)	36,500 (51,600)
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税者であって、前年の課税年金収入とその他の合計所得金額の合計が120万円を超える人	0.685 (0.690)	4,303 (4,335)	51,600 (52,000)
第4段階	世帯に市町村民税課税者がいて、本人が市町村民税非課税者で、前年の課税年金収入とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.90	5,654	67,800
第5段階	世帯に市町村民税課税者がいて、本人が市町村民税非課税者で、前年の課税年金収入とその他の合計所得金額の合計が80万円を超える人	1.00	6,283	75,300
第6段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.20	7,539	90,400
第7段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.30	8,167	98,000
第8段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.50	9,424	113,000
第9段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	1.70	10,681	128,100
第10段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	1.90	11,937	143,200
第11段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	2.10	13,194	158,300
第12段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	2.30	14,450	173,400
第13段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が720万円以上800万円未満の人	2.40	15,079	180,900
第14段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の人	2.50	15,707	188,400
第15段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の人	2.60	16,335	196,000

※月額是小数点以下切り捨て、年額は100円未満切り捨て

注1) 「合計所得金額」とは、地方税法上の「合計所得金額」(収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額)のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。なお、土地等の売却に係る特別控除額がある場合は、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除します。

注2) 「その他の合計所得金額」は、注1)の合計所得金額から課税年金の所得金額を控除した金額です。

注3) 保険料率、月額、年額の括弧書き( )は、公費負担による負担軽減前の保険料率、保険料額です。